

特 約 条 項

- 第1条 南相馬市工事請負契約約款（以下「約款」といい、本特約条項の内容を含む。）の解釈及び運用にあたっては、南相馬鹿島サービスエリア周辺開発事業（以下「本事業」という。）に関して[発注者、受注者及び●]との間で締結された●年●月●日付で締結される基本契約（以下「基本契約書」という。）の内容を参照するものとし、本契約と募集要項等及び本件提案との間に矛盾抵触がある場合は、本契約、募集要項等、本件提案の順にその解釈が優先する。
- 第2条 受注者は、請負代金額が500万円以上の場合（請負代金額の変更により変更後の請負代金額が500万円以上となった場合も含む。）、約款第4条第1項に規定する契約の保証を付することを要する。ただし、請負代金額が500万円未満の場合、この限りではない。
- 第3条 約款第38条第1項ただし書の表中、請負代金の額が2,000万円以上の場合、発注者と受注者とが協議して定める回数は、3回とする。
- 第4条 約款第45条各号のほか、発注者は、基本協定第●条又は基本契約書第●条に定める解除事由が発生したときは、直ちに本契約を解除することができる。
- 第5条 （意図的に削除）
- 第6条 （意図的に削除）
- 第7条 本契約締結日以降に、募集要項等の定めに従い、物価等の変動に起因して工事費用の増加又は減少が生じた場合は、発注者受注者両者で協議の上で当該費用の負担について決定するものとする。
- 第8条 本契約締結日の属する年度の翌年度以降に開始予定の工事のうち国等の補助の対象となる工事については、受注者は、発注者が当該国等の補助に係る補助金の交付決定を受けた上で、発注者の事前の書面による承諾を得た上で、当該工事に係る工事費用を確定させて、その工事に着手するものとする。なお、受注者が発注者から当該事前の承諾を得るまでの間、受注者が当該工事に着手しないことは、約款第44条2号に定める

「正当な理由」に該当するものとする。